

## 秋田市第一号訪問事業（訪問型サービスA）従事者研修業務委託仕様書

### 1 委託期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

### 2 業務内容

#### (1) 研修会の開催準備

研修会の日程を定め、研修会場等を手配する。

#### (2) 研修会の開催

研修会の受講希望者に対し、3(4)に規定する介護福祉士等を講師として研修を実施する。

#### (3) 修了証明書の交付

研修の全課程を修了した者に対し、秋田市が作成した修了証明書を交付する。

### 3 業務上の条件

#### (1) 研修会の日程等

1回18時間以上の研修について、要する日数は概ね3日とし、開催回数は3回以内とすること。また、研修会場は、秋田市内の施設等で、各回20人程度の研修受講者を収容できる場所とし、1回あたりの会場は、できる限り同一の会場とすること。

#### (2) 従事者研修計画書の提出

受託事業者は、契約締結後、研修会の概要を記載した従事者研修計画書（様式1）を速やかに提出すること。

#### (3) 研修会の受講希望者

研修会の受講希望者は、秋田市が募集および決定するものとする。

#### (4) 研修会の講師

研修会の講師は、できる限り、介護福祉士のほか、訪問介護員や介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師などの有資格者とし、具体的な事例を踏まえた実践的な指導を行うなど、研修内容を理解し、担当する講義等を適切に実施できるものとなるよう十分に配慮すること。

#### (5) 秋田市が指定する教材

研修の実施に当たっては、次の教材を使用すること。また、講義に際し、研修受講者が容易に教材を入手できるよう配慮すること。

- ・教材名「はじめて学ぶ 生活支援」（第2版）（発行：株式会社日本医療企画）

#### (6) 受講料等

受講は無料とする。ただし、前号の教材の購入については、研修受講者の負担とする。

(7) 指定事業者とのマッチング

研修受講者と訪問型サービスAの指定事業所とのマッチングのため、必要な支援を行うこと。

(8) 個人情報保護

受託事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(9) 実施報告書等

受託事業者は、1回の研修の全日程終了後速やかに、秋田市第一号訪問事業（訪問型サービスA）従事者研修実施報告書（様式2）を提出すること。

また、全ての事業終了後、当該年度の業務完了報告書（様式3）を作成し、委託期間の末日までに秋田市に提出すること。

(10) 遵守事項

受託事業者は、秋田市第一号訪問事業（訪問型サービスA）従事者研修要領（平成30年9月4日秋田市長決裁）を遵守し、業務を実施すること。なお、当該要領が改正された場合は、改正後の要領に従うこと。